7　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一　法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得　別紙様式第一

二　［略］

三　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第三

三の二　令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意　別紙様式第三の二

三の三　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関して行う同意　別紙様式第三の三

四　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置　別紙様式第四

五　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第六

六の二　法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継　別紙様式第六の二

七　令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第七

八　令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得　別紙様式第七の四

8　［略］

9　令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第四号イ及び令第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。第七条第四項第四号において同じ。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

2　令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　取締役の選任又は解任

二　取締役の任期の短縮

三　次に掲げる定款の変更

イ　目的の変更に係るもの

ロ　会社法第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

8　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得　別紙様式第一

二　［同上］

三　法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第三

［号を加える。］

四　法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の設置　別紙様式第四

五　法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第六号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第六

［号を加える。］

七　令第二条第九項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第七

八　令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得　別紙様式第七の四

9　［同上］

10　令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［条を加える。］